

『国際社会文化研究所紀要』執筆要領

(論文資料等の共通書式)

1. 『国際社会文化研究所紀要』に発表する「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等(以下「論文資料等」という。)は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 「論文」は、原則として 20,000 字とする。
「研究資料」「研究ノート」は、原則として 12,000 字とする。
「書評」は、原則として 6,000 字とする。
3. 和文の論文資料等には、必ず英文タイトル・英文アブストラクトを添付するものとする。和文以外の論文資料等には、必ず英文・和文双方のタイトルとアブストラクトを添付するものとする。
4. 論文資料等は、ワープロ原稿とし、プリントアウトしたものと、電子媒体によるデータを添付することとする。また、別に定める表紙(様式 4)の添付を必要とする。
5. 論文資料等の掲載内容は、タイトル、執筆者名、アブストラクト、本文とする。

(指定研究)

6. 指定研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、毎年 3 月末までに「研究経過報告書」(様式 2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の 4 月末までに「研究成果報告書」(様式 5)を提出すること。ただし、2017 年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014 年度又は 2015 年度に終了した研究プロジェクト及び 2016 年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の 9 月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
ア.研究期間 3 年目の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式 1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
イ.研究期間 3 年目の 9 月末までに「叢書出版意思表明書」(様式 3)を提出した場合。
 - ④代表者・共同研究者は、研究期間 2 年目・3 年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は毎年 9 月末までとする。

(共同研究)

7. 共同研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、毎年 3 月末までに「研究経過報告書」(様式 2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の 4 月末までに「研究成果報告書」(様式 5)を提出すること。ただし、2017 年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014 年度又は 2015 年度に終了した研究プロジェクト及び 2016 年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の 9 月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
ア.研究期間最終年の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式 1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。「提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
イ.研究期間最終年の 9 月末までに「叢書出版意思表明書」(様式 3)を提出した場合。

- ④研究期間 2 年の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間 2 年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は 9 月末までとする。

(個人研究)

8. 個人研究プロジェクトは、

- ①代表者は、研究期間中、3 月末までに「研究経過報告書」(様式 2)を提出すること。
- ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の 4 月末までに「研究成果報告書」(様式 5)を提出すること。ただし、2017 年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014 年度又は 2015 年度に終了した研究プロジェクト及び 2016 年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
- ③代表者は、研究期間終了後、翌年度の 9 月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
- ア.「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式 1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
- イ. 研究期間の 9 月末までに「国際社会文化研究所叢書出版意思表明書」(様式 3)を提出した場合。

(その他)

9. 指定研究・共同研究については、共同研究者以外の研究者が国際社会文化研究所運営会議(以下「運営会議」という。)の議を経て論文資料等の執筆に加わることができる。個人研究についても、同じく運営会議の議を経て他の研究者が論文資料等の執筆に加わることができる。
10. 論文資料等の掲載順序は運営会議で決定する。
11. 運営会議で掲載が不適切と判断した論文資料等は、掲載しないことがある。
12. 掲載論文資料等については、1 件につき 50 部の抜刷を無償で提供する。50 部を越える抜刷を希望する場合は、執筆者が超過分の実費を支払うこととする。
13. 掲載論文資料等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文資料等を電子化により公開することについては、複製権(注 1)及び公衆送信権(注 2)の行使を国際社会文化研究所に委託するものとする。但し、電子化による公開については、執筆者の許諾を得た上で行うものとする。
- 注 1 複製権: 著作物を有形的に再製することに関する権利
- 注 2 公衆送信権: 著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利
14. 本要領に定めのない事項については、運営会議にて議する。
15. 本要領は 2016(平成 28)年 4 月 26 日から適用する。

以上

附則 1998(平成 10)年 6 月 17 日運営会議決定

附則 2003(平成 15)年 1 月 16 日運営会議改正

附則 2006(平成 18)年 4 月 26 日運営会議改正

附則 2009(平成 21)年 3 月 2 日運営会議改正

附則 2010(平成 22)年 3 月 10 日運営会議改正

附則 2016(平成 28)年 7 月 19 日運営会議改正